

奈情審第85号
令和2年10月12日

奈良市長 様
(審査庁担当課 総務部総務課)

奈良市情報公開審査会
会長 戸城 杏奈

行政文書開示請求部分開示決定処分に対する審査請求について (答申)

令和2年4月21日付け奈総総第40号で諮問のあった下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

【諮問：行文第01-8号】

奈良市長（処分庁担当課 健康医療部医療政策課）が行った令和2年3月6日付け奈健政第232号行政文書部分開示決定通知書による部分開示決定処分に対する審査請求について

(別紙)

答申：行文第 5 0 号

諮問：行文第 0 1 - 8 号

答 申

第 1 審査会の結論

奈良市長が、令和 2 年 3 月 6 日付けで行った奈健政第 2 3 2 号行政文書部分開示決定通知書による部分開示決定処分は、妥当である。

第 2 審査請求の経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和 2 年 2 月 2 1 日付けで、奈良市情報公開条例（平成 1 9 年奈良市条例第 4 5 号。以下「条例」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づいて、奈良市長（以下「処分庁」という。）に対して、「奈良市立病院の医療スタッフ（看護師）（事務職）の氏名（全員）がわかる文書」の行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 本件開示請求に対する行政文書

処分庁は、本件開示請求に対し、「基本診察料の施設基準等に係る届出書について（急性期看護補助体制加算他 2 件）（平成 3 1 年 4 月 9 日決裁）のうち看護要員の名簿」を対象行政文書（以下「本件行政文書」という。）として特定した。

3 処分庁の決定

処分庁は、本件行政文書について、次の理由で本件処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。

本件行政文書のうち、看護師及び看護補助者の氏名の欄は、指定管理者である法人事業者の氏名であり、公にすることにより、特定の個人を識別できるため、条例第 7 条第 2 号に該当する。

なお、本件開示請求のうち、「奈良市立病院の医療スタッフ（事務職）の氏名（全員）がわかる文書」については、取得しておらず、保有していない。

4 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和 2 年 3 月 1 1 日付けで、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 2 条の規定に基づき、奈良市長に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

看護師氏名の黒塗りの部分に対する開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求書及び当審査会に提出された文書によると、審査請求の理由は次のとおりである。

- (1) 本件行政処分の内容では、請求内容がわからない。
- (2) 安全な医療を希望している。
- (3) 安心して医療にかかることができるような病院、そして自分で考え、自分で選ぶことの出来る医療機関を捜す為の情報提供を希望する。

第4 処分庁の説明の要旨

弁明書及び当審査会での口頭による説明を要約すると、不開示理由はおおむね次のとおりである。

- 1 本件行政文書の不開示部分である看護師の氏名は、市立奈良病院の指定管理者である公益社団法人地域医療振興協会と雇用関係にある看護師個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、かつ、条例第7条第2号ア乃至ウのいずれにも該当するものではないところ、同号本文に規定する不開示情報に該当するものである。
- 2 条例第7条の規定により不開示情報については開示義務を負うものではないところ、本件行政文書のうち看護師の氏名を不開示とした本件処分に何ら違法不当な点はない。

第5 審査会の判断

審査会は、審査請求人及び処分庁双方の主張を踏まえ、本件事案について審査した結果、次のとおり判断した。

1 本件行政文書について

当審査会が本件行政文書を見分したところ、本件行政文書には病棟名等ごとに「職種」、「氏名」、「勤務の態様」、「勤務時間」及び「当該病棟以外との兼任」の欄が設けられている。

処分庁の説明によると、これらの各欄に記載された情報のうち、「氏名」の欄に記録されている氏名は、指定管理者である公益財団法人と雇用関係にある看護師及び看護補助者の氏名であり、特定の個人を識別することができることから条例第7条第2号に該当するとして部分開示とした。

これに対し、審査請求人は、当該看護師及び看護補助者の氏名の開示を求めている。

したがって、当審査会は、本件行政文書に記載された指定管理者の看護師及び看護補助者の氏名（以下「本件不開示部分」という。）が条例第7条第2号の不開示情報に該当するかどうかについて検討する。

2 本件行政文書の不開示情報該当性について

(1) 条例第7条第2号について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。このほか、同号ただし書において、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」が記録されている行政文書については、同号本文に該当するものであつても開示しなければならない旨規定している。

(2) 本件不開示部分の条例第7条第2号該当性について

処分庁が説明したとおり、現在、奈良市立病院の管理を行っている指定管理者は公益社団法人であり、当該法人職員の氏名は、特定の個人を識別できることから、条例第7条第2号の個人に関する情報に該当する。

同号ただし書の該当性について、当該法人の職員は、条例第7条第2号ただし書ウに規定する公務員等ではないことから、その氏名は公務員等の職務に関する情報には当たらない。また、当該法人において、その職員の氏名を慣行として公にしている事実が認められないので、同号ただし書アには該当しない。そして、同号ただし書イに該当すべき事情も見当たらない。

(3) 以上のことから、処分庁が本件処分において、本件不開示部分を条例第7条第2号に該当し不開示としたことは妥当である。

3 まとめ

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に判断した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。なお、審査請求人のその余の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

第6 付言

当審査会の結論は以上のとおりであるが、当審査会は次の点について付言する。

処分庁が本件行政文書において、「勤務の態様」、「勤務時間」及び「当該病棟以外との兼任」の欄を対象外としたことについて、審査請求人は主張していないが、条例第11条では、開示請求の対象は「行政文書」と規定しており、最高裁判所平成17年6月14日第3小法廷判決では、「(略)記録されている情報の面から公開を請求する公文書を特定した場合であっても、当該公文書のうちその情報が記録されている部分のみが公開の請求の対象となるものではなく、当該公文書全体がその対象となるものというべきである。(略)」と判断されているところである。

したがって、処分庁が本件開示請求に対し行政文書の単位として本件行政文書を特定した以上、対象外とした部分を含め本件行政文書の全体を開示決定等すべきである。

第7 審査会の審査経過

当審査会における審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
令和2年 4月21日	審査庁から諮問を受けた。
令和2年 7月20日	令和2年度第4回審査会 1 審査請求についての概要説明を受けた。 2 処分庁から口頭による説明を受けた。 3 事案の審議を行った。
令和2年 9月25日	令和2年度第6回審査会 答申案の取りまとめを行った。
令和2年10月12日	審査庁に対して答申を行った。

○ 奈良市情報公開審査会委員（敬称略）

氏 名	役 職 名	備 考
石黒 良彦	弁護士	
上田 健介	近畿大学法科大学院教授	
杵崎 のり子	奈良学園大学客員教授	会長職務代理者
戸城 杏奈	弁護士	会 長
浜口 廣久	弁護士	